

「リサーチコンプレックス形成プロモーション事業」業務委託募集要領

仙台市（以下、「本市」とします。）では、標記の業務委託を受託する事業者を募集します。

公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定しますので、プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

I. 募集概要

1. 業務の概要

件名	リサーチコンプレックス形成プロモーション事業
業務目的	次世代放射光施設を核としたリサーチコンプレックスの形成に向けた誘致案件の新規開拓のため、PR資料を作成するとともに、次世代放射光施設の利活用が見込まれる企業など進出の可能性が高い対象企業を探索し、本市と対象企業の接点を作ることを目的とする。 また、誘致対象企業との面談により、リサーチコンプレックス形成に向けたニーズをヒアリングし、具体的な支援策を策定する。
業務内容	主な業務内容は以下のとおりです。 ※詳細は別添業務委託仕様書をご覧ください。 (1) PR資料の作成 ①リサーチコンプレックス形成に向けた取組に関するPR資料の作成。 (2) 企業訪問 ①誘致対象企業調査 ②企業訪問 ③立地支援策の作成
契約形態	委託契約とし、契約期間を契約締結日から令和5年2月28日までとする。
予算規模	7,370,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とします。
受託候補者の選定方法	公募型プロポーザル方式により、提案内容を審査委員会にて評価し、最も評価の高かった提案者を受託候補者として選定します。提案書の作成方法はp4を参照して下さい。

2. 主な募集スケジュール

募集要領配布	令和4年4月22日（金）～	本市ホームページから入手下さい。
質問書提出期限	令和4年5月12日（木）17時	様式第1号により提出下さい。回答は本市ホームページ上で行います。
提案書等提出期限	令和4年5月19日（木）17時	郵送の場合は同日同時刻必着とします。
ヒアリング	令和4年5月27日（金）予定	詳細な時間につきましては別途連絡します。

Ⅱ. 条件

1. 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者としします。

- (1) 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。なお、申込者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）及び消費税・地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係書類を整備していること。
- (8) 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

2. 契約上の条件

(1) 契約形態

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約

※受託候補者と契約が成立しない場合は、他の参加者のうち、得点の高い者から順に協議を行い、協議が整った提案者と契約を締結します。

(2) 契約期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

(3) 予算規模

7,370,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を本市と調整し、契約金額を決定します。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とします。

(4) 委託費の支払条件

完了払とします。

(5) その他

- ① 本市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された受託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途、本市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結します。
- ② 委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容を特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容の一部変更して契約することがあります。
- ③ 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとします。
- ④ 委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがあります。
- ⑤ 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として本市に帰属するものとします。

Ⅲ. 申込手続き等

1. 質問【任意】

本募集要領及び業務委託仕様書などの内容について不明な点がある場合は、質問票（様式第1号）に記載し、E-mailにて担当課（P-7参照）まで送信して下さい。電話、ファクス、郵送、持参等は認めません。なお、E-mail送信の際は、件名を「リサーチコンプレックス形成プロモーション事業」と記載し、送信後、担当課宛てに電話連絡してください。

また、評価及び審査に関する質問は一切受け付けません。

質問受付期間：令和4年5月12日（木）17時まで

質問への回答は、質問者名を伏せた上で、本市ホームページ上で公表します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。

2. 提案書等提出【必須】

本事業の受託を希望される方は、次の書類を作成し、本件窓口（P-7参照）まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留等配達記録が確実に残る方法に限る）してください。

なお、事故等による未着について本市では責任を負いません。

提案書等提出期限：令和4年5月19日（木）17時必着

（平日9時～17時、ただし正午～13時を除く）。

※郵送により提出する場合には同日同時刻必着とします。

[提出書類]

- ① 参加表明書（様式第2号）・・・1部
- ② 共同企業体結成提出書（様式第3号）※共同企業体を結成する場合のみ
- ③ 誓約書（様式第4号）・・・1部
※仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者は不要です。
- ④ 提案書（様式任意）・・・10部
- ⑤ 事業費見積書（様式は任意とするが、各業務内容に対応し内訳がわかるように作成すること）・・・10部
※以下、共同企業体の場合は、全構成員について提出すること
- ⑥ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）・・・10部
- ⑦ 市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあたっては都税）を滞納していないことの証明書・・・1部
- ⑧ 消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納税がない証明書）・・・1部

IV. 提案書作成上の注意

1. 提案書作成にあたって

提案書（様式任意）は、別紙仕様書を熟読の上、下記の観点を踏まえてとりまとめ、形式は A4 判横書き・長辺綴じとして下さい。

(1) PR 資料の作成

① リサーチコンプレックス形成に向けた取組に関する PR 資料の作成。

次世代放射光施設の概要（他施設との違い、強み、見込まれる活用分野 等）などリサーチコンプレックス形成に向けた取組を PR するための動画及び資料について、サンプルを提示しながら具体的な作成方法等について提案して下さい。また、効果的な資料を作成するための手法について提案して下さい。

(2) 企業訪問業務

① 誘致対象企業調査

調査予定企業を抽出したリストの作成にあたっての考え方について具体的かつ現実的に提案して下さい。

調査手法・調査数について記載して下さい。また、調査手法をアンケート調査とする場合には、想定される回収率及び想定されるアンケート項目を記載して下さい。調査手法をヒアリング調査とする場合は、ヒアリング項目を記載して下さい。

② 企業訪問

営業先リストの作成にあたっての考え方、記載項目、作成方法及びリストアップ件数の目安について具体的かつ現実的に提案して下さい。効果的な企業訪問のアポイントメントの取得に向けて、実施事項及び実施方法を提案して下さい。

想定される訪問企業数及び面談形式（訪問・オンラインなど）の割合を提案して下さい。なお、30社を最小提案数とします。

③ 立地支援策の提言

企業訪問によるヒアリングの結果の活用方法など、立地支援策の作成に当たっての考え方や検討の実施方法を提案して下さい。

(3) 共通

① 業務スケジュール表を作成し、提案書に含めてください。

② できる限り詳細な見積書及び積算内訳を作成し、提案書に含めてください。

③ 類似事業の実績及び仙台市関連業務実績リストを作成し、提案書に含めてください。

④ 本業務に係る受託体制（組織体制、支援体制、担当者、当該担当者の実績）を示して下さい。

2. 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とします。

(1) 応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者による提案。

(2) 提案書等の提出書類に虚偽または不正な記載があった場合。

(3) 本募集要領に示す予算規模上限額（P-2 参照）を超える提案。

(4) その他企画提案に関する条件に違反した提案。

V. 受託候補者の選定

1. 審査方法

審査及び受託候補者の選定は、「リサーチコンプレックス形成プロモーション事業に係る審査委員会」（以下、「審査委員会」という）において、提案書及びヒアリングを踏まえて審査します。ただし、提案書の書類審査によってこれに代える場合があります。

また、提案事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定することがあります。

2. プレゼンテーション

(1) 開催日時 令和4年5月27日（金）（予定）

※時間は 参加事業者に後日連絡します。

(2) 場所 仙台市役所表小路仮庁舎9階経済局第一会議室

(3) 参加者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1提案につき、内容説明の時間は15分以内、質疑応答の時間は10分以内とします。なお、出席は3名までとします。

(4) 事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料等の配布は認めません。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、審査委員会委員長がやむを得ないと認める場合、オンラインによるヒアリングとする。なお、その際は別途参加者へ通知する。

(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、参加を無効とする。ただし、審査委員会委員長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではない。

3. 審査基準及び評価項目

(1) 審査項目・基準及び配点

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

審査委員会では、5名の委員がそれぞれ100点満点で評価し、5名の点数の合計点数（500点満点）が最も高い提案者を受託候補者とします。

項目	基準	配点
事業目的との合致性・確実性	<ul style="list-style-type: none">・提案は事業の背景を理解し、目的に合致しているか。・提案は具体的かつ現実的か（確実な事業遂行が見込めるか）。	20点
創意工夫	<ul style="list-style-type: none">・対象企業の選定は適切かつ工夫がなされているか・対象企業の抽出方法は妥当か	20点
	<ul style="list-style-type: none">・企業訪問の提案数は具体的かつ現実的か・企業訪問のアポイント取得について創意工夫がされているか	20点
	<ul style="list-style-type: none">・具体的な施策提言が行えるスキームとなっているか。	20点
見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか。	10点
提案事業の遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・事業を遂行するための能力、実績、ネットワークを有しているか。	10点

同一点数により一者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「事業実施における創意工夫」の合計点数が最も高い企画提案者を受託候補者として特定します。評価基準の評価項目「事業実施における創意工夫」の合計点数も同点の場合には、審査委員会にて協議を行い、審査委員会委員長が決定します。

(2) 評価及び評価係数

評価	評価係数（6段階評価）
優れている	配点×1.0
やや優れている	配点×0.8
妥当	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2
提案書に記載がない	配点×0.0

4. 通知

審査結果は、全提案者に対して郵送又はメールにて通知します。次点者にはその旨を通知します。

5. 次点者の取扱

受託候補者決定後、受託候補者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて受託候補者とする場合があります。

VI. その他

1. 著作権について

契約業務に伴い、発注者が取得した資料や報告書などの成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び、第 28 条の権利を含む）は、その引き渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。

また、写真、イラスト等の著作物については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して人格権を主張しないものとする。写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うものとする。

2. その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 本要領について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 企画提案に関する一切の費用については、応募者の負担となります。

3. 担当課

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号 仙台パークビル 9 階
仙台市 経済局 産業政策部 企業立地課 ものづくり産業係 吉田、関東
TEL : 022-214-8245
E-mail : kei008040_13@city.sendai.jp